

青森県報

第三千六百二十三号

平成二十四年
十一月三十日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	………	(高 齢 福 祉 保 険 課)	… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	………	(同)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	………	(同)	… 一
森林法第百八十九条の規定による告示及び掲示	………	(林 政 課)	… 二
公共測量の終了	………	(監 理 課)	… 二
右 同	………	(同)	… 二
右 同	………	(同)	… 三
右 同	………	(同)	… 三
出先機関	………	(同)	… 三
土地改良事業施行の認可	………	(東 青 地 域 民 局)	… 四
土地改良区の役員の内任	………	(西 北 地 域 民 局)	… 四
人事委員会	………	(職 員 課)	… 四
人事委員会規則六一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	………	(職 員 課)	… 四
公営企業	………	(経 営 企 画 室)	… 四
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	………	(経 営 企 画 室)	… 四

告 示

青森県告示第八百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社ピコアハート	八戸市大字新井田字岩淵二の一	訪問介護事業所テツテ	訪問介護事業所	八戸市大字新井田字木戸場一九	平成二四・三・一

青森県告示第八百三十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
合同会社はあとねつと	弘前市大字和田町一の一四	居宅介護支援事業所はあとねつと	弘前市大字和田町一の一四	平成二四・三・一		

株式会社スタ ンディング・ ファイオーレ	三沢市新森二 丁目五の五	あさひ居宅介護 支援事業所	上北郡六戸町大 字下吉田字米沢 七五の二七	"
----------------------------	-----------------	------------------	-----------------------------	---

青森県告示第八百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	
株式会社ピ コアハート	八戸市大字新井 田字岩淵二の一	訪問介護事業所 テツテ	平成 二四・三・一
訪問介護サービス	訪問介護事業所	八戸市大字新井 田字木戸場一九	

青森県告示第八百三十九号

平成二十四年十月十二日青森県告示第七百三十三号で保安林の指定を解除しようとする旨告示した次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

解除予定保安林の所在場所及び森林所有者氏名

解除予定保安林の所在場所

森林所有者氏名

十和田市大字赤沼字下平四三七の一四	不明
十和田市大字赤沼字下平四三七の八〇	赤石 晃
十和田市大字赤沼字下平四三八の二四	中野渡 芳弘

二 解除予定保安林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いている関係書類のとおり、
三 森林法第百八十九条の規定による掲示
平成二十四年十一月十六日十和田市役所に掲示した。

青森県告示第八百四十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 測量の期間

平成二十四年六月二十五日から同年九月三日まで

四 測量の地域

青森市

青森県告示第八百四十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
弘前市
- 二 測量の種類
公共測量（街区基準点等の座標補正・標高補正）
- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十五日から同年九月三日まで
- 四 測量の地域
弘前市

青森県告示第八百四十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（街区基準点等の座標補正・標高補正）
- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十五日から同年九月三日まで
- 四 測量の地域
八戸市

青森県告示第八百四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
五所川原市
- 二 測量の種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十五日から同年九月三日まで
- 四 測量の地域
五所川原市

青森県告示第八百四十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
むつ市
- 二 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間
平成二十四年六月二十五日から同年九月三日まで
- 四 測量の地域
むつ市

出先機関

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、東津軽郡今別町二股地区土地改良事業共同施行田子博文ほか五人に係る次の土地改良事業の施行を平成二十四年十一月二十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成二十四年十一月三十日

東青地域県民局長 北山功三

- 一 事業名 区画整理
二 地区名 二股

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十一月三十日

西北地域県民局長 石岡博文

Table with 4 columns: 区別, 氏名, 住所, 退任の年月日. Row 1: 理事 福沢一男, 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見崎二六の七, 平成二十四年十一月三十日

人事委員会

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中「青森県住宅供給公社」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「呼吸器内視鏡室」の下に「消化器内視鏡室」を加える。

附則

この規程は、平成二十四年十二月一日から施行する。

Publication information including publisher (青森市長島一丁目一番一号), printer (青森市第一問屋町二丁目一番七七号), and price (定価小口一枚二付十五円一銭).